

民商の定期総会に向けて 商工新聞読者と会員を増やしましょう!!



2017年7月3日(月)発行

No.239

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

青年部が定期総会を開催



6月24日(土)午後7時30分から、北生涯学習センター(北区)で『名古屋北部民商・青年部 第6回定期総会』を9名の参加で開催しました。

古くからのベテラン部員に加え、昨年の総会以降、新たに入会、入部した若いメンバー3名も顔をそろえ、新鮮な雰囲気の中、総会が進行。親民商から、柳澤会長も来賓としてあいさつし、懇親会にも参加し、親睦を深めました。

総会では、橋本青年部長が、この間の活動を報告し、古田会計から会計報告がさ

中小企業法務プラス！ワンポイント

～ 遺言書に関わるよもやま話 ⑤ ～

1 遺留分に注意！

遺産の分け方は、基本的には遺言をする人の自由なので、「一人の子どもだけに全部相続させる」という遺言書を書いてみてもかまいません。ただ、相続人の立場からはちょっと違ってきます。

相続人には、たとえ遺言があっても一定割合は遺産をもらう権利があり、これを「遺留分」と言います。もしこの遺留分を無視するような遺言書を遺すと、せっかく遺言書を作っても、結局相続人の間で遺留分権をめぐる争いになってしまう可能性があります。

そのため、相続人間の争いを防ごうと思ったら、各相続人の遺留分に配慮した内容での遺言書を作っておく必要があります。

遺留分の割合等について詳しいことは弁護士にご相談ください。

2 子のない夫婦には遺言書は必須

お子さんのいないご夫婦の場合、「自分が死んだら財産は全部連れ合いのものになるから安心」などと思っていらっしゃる方が多くいますが、これは大きな誤解で、その場合こそ遺言書が大きな役割を果たします。

お子さんがいないと、例えば夫が亡くなった時は、夫の両親または兄弟姉妹が相続人となりますし、さらに兄弟が亡くなっている場合には甥や姪も相続人になります。このように、縁の遠かった方たちとの間で遺産を巡って話し合いをしなくてはならなくなりますので、とても精神的負担が大きくなります。

ですから、お子さんがいない夫婦の場合は、特に遺言書の必要性が高いことを常々考えておく必要があります。兄弟姉妹の場合には「遺留分」がありませんので、連れ合いに全部相続させるという遺言書さえ書いておけば、相続紛争を避けることができますから安心です。

2017年7月 弁護士 伊藤勤也(名古屋北法律事務所)

れました。

青年部ではこの1年間、『開業セミナー』や『確定申告学習会』『パソコン簿記講座』など、部員の要望から取り組まれ、その中で、青年部への集まりが高まってきています。

参加者全員が自己紹介し、要望も出され、今年の取り組みでは、「昨年にも増して、一人ひとりの要望に耳を傾け、取り組んでいきましょう」と、確認されました。

懇親会は、黒川支部の会員

『中華料理 華膳』に場所を移し、新旧の青年部員が営業など様々な話題で親睦を深めました。

画廊を経営する岩田さんに、美術に興味のある古田會計が「現代美術はどうですか?」と、自らの関心事を聞いた。新部員の三浦さんの小4の息子さんも参加して、小・中・高とずっとPTA会長をやってきた柳澤会長と意気投合?新旧メンバーを交え、交流が進みました。

「半期源泉記入相談会」のお知らせ

源泉所得税の「半年納付・記入相談会」を下記の日程で開催します。

日時: 7月6日(木)、7日(金)

午前10:00~11:30、午後1:30~3:30

場所: 民商事務所

持ち物: 源泉徴収簿または給与台帳、納付書
納期限は7月10日(月)です。

7月10日(月)、11日(火)は、「全県事務局員会議」参加のため、**事務所は『閉所』**となります。